

社会福祉法人明和会 役員・評議員報酬、旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明和会（以下「法人」という。）の役員等の報酬及び旅費に関する事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程の役員等は、次のとおりとする。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 法人の業務により出張を依頼した者

(会議)

第3条 法人の開催する会議は、次のとおりとする。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 上記のほか、法人が主催し役員等が出席する会議

(報酬)

第4条 役員等に報酬は、支給しない。

(旅費)

第5条 法人が開催する会議に役員等が出席した場合の旅費は、次のとおりとする。

- (1) 居住地が大船渡市内の場合 **3,000円**
- (2) 居住地が、(1) 以外の場合、旅費実費に **3,000円** を加算する。
- 2 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、旅費として **3,000円** を支給する。
- 3 役員等が法人業務のため出張する場合は、下表のとおり、旅費を支給することができる。

区分	金額	備考
交通費	実費	鉄道賃、バス賃、航空賃
日当	市内 3,000円	市内出張が4時間以上の時、夜間出張については6,000円を支給する。
	市外 6,000円	
宿泊費	10,000円	領収書添付の場合は実費支給とする。

(旅費の調整)

第6条 予算上、その他特別に必要な場合には、出張に要した実費を越える部分について全部または一部を減額して支給することができる。

附 則

この規程は平成 7年9月27日から施行する。

この規程は平成 24年10月9日から施行する。

この規程は平成 29年5月25日から施行する。